# 大和家礼　三

口 12
2941
3

# 大和家礼三之巻目録

第一　縁辺年齢之事
第二　納采之事
第三　祠堂へ告る事
第四　婿乃家ゟ婦の家へ使者を遣す事
第五　納幣之事
第六　親迎之事
第七　婦舅姑并親戚に見る事
第八　冢婦の方ゟ膳を饋る事
第九　婦廟にまみゆる事
第十　婿婦の父母にまみゆる事の

去水五味均平蔵

ロ 12
2941
3

## 第十一　婚礼（えんれい）之論（のろん）

京都帝國大學圖書

## 大和家礼三之巻

婚礼（えんれい）　婚礼とは嫁娶（よめとりむこいり）入の縁辺（えんぺん）のことを云也

### 第一　縁辺（えんぺん）年ごろ（としころ）の事

一　男子（なんし）十六歳（さい）より三十歳（さい）までにめとりて妻（つま）をもつべし。女子ハ十四歳より廿歳（さい）までの間に夫（をつと）をもつべき也。是も周よりも男ハつよく成に父（ち）あるひハ祖父（ぢい）の家の総領（そうりやう）たる人の喪（も）あるに時ハ縁辺（えんぺん）をとむべからずといへども又司馬温公（しばをんこう）の云なハ古人ハ男子ハ三十歳にして娶（めと）り女ハ二十歳にしてよめりすると。今ハ男子十三より以下ハみな縁辺をとりはやし。又温公（をんこう）の家

なかうど縁者ともむすばるゝなれば、よろづむつましくして婦(よめ)とれ人の行跡(かうせき)によつて家(け)の絶続(ぜつぞく)ともなる。そひて富貴(ふうき)になるとも又なれば、むこの方(かた)にこれあるものとも後(のち)にいたりて貧窮(ひんきう)なりなば、富貴なるうらやきの理(ことわり)を仰ぐ。婿(むこ)君(ぐん)えらびするものハ今こそハ富(とみ)ありとも、かならず貧賤(ひんせん)なる者(もの)理なり。婦(よめ)ハ家(いへ)のさかえおこる所なれバ、婦をむかふるも当世(とうせい)の富をうらやむ心をもつハよけれ。よるハかの婦(よめ)ハ親(おや)の富をたのみて、夫(おつと)をかろんじ、おのれハ男姑(しうとしうとめ)に対(たい)しても、あしくハ後々まで[illegible]

うまひとつはせ、たとひ婦(よめ)の財宝(さいほう)によりて今(いま)貌(かたち)をまうけ、又ハ婦乃縁類(えんるい)のかげによりて富(とみ)位(い)をもとむるハ、男(おとこ)たるものゝ志(こゝろざし)にはあらず。まことにあり。又世縁(せゑん)に男女ともに纏綿(もつれ)の中に遠慮(ゑんりよ)とをさめ、あるひハおもてさらに軽薄(けいはく)をなし、あるひハ胎内(さつたい)のことをおそれ縁者(えんじや)と誹(そし)りを求むるものゝ末(せうじん)としておるあるひハ愚痴(ぐち)にてたのみけるにあるひハ身(み)をおしきやうにおもひて、わがおもひハ家をまもりて、かへつて僻(ひが)気(き)をおこすべし。あるひハうまれつきおとるありて、あるひハ維(ゐ)新(しん)をとりてもつのくとにて、縁家(えんか)とそむきて絶(た)えり、ハ

こ縁(ここく)へかへてこゝろをともにするの始(はじめ)なり。男女兄(きやうだい)ふし嫁人(さうじん)してのちハ。たゞひとりむこと婦(ふう)との約(やく)絵人のとゑらひて縁色(えん)ともとふにハ。ちゝぬし子婚姻(こんいん)ハおろそかならず。又宰子此ては縁(えん)邊(へん)色あり。続室(さいしつ)とふてうくるにハ夷(えび)房(す)の為なり。およそ習礼(えんぎ)ハ他人(たにん)と他人とあはせて親類(えんるい)のうしことなして。第一(だい)にハ先祖(せんぞ)乃家(さい)相ことし第二にハ家(いへ)乃世継(よつぎ)を俟(まち)て子孫の為也。且世(よ)君(きん)のひとしきのあとをふまんハ。まづも婦(ふう)乃仕え(しうと)とし又婦(ふう)とやなりのへもむかとの家(いへ)より纏(こ)へなるゐをたつの。舅(しうと)婢(けいや)をとしてよりてさうしてハ

まく悪何ぐく薫色(くさき)たまぐさとして和養(よりやう)ほとう
ほまわがせくのおぼえくしてぴむそめくをうけものハ。縁(えん)色(へん)とあしてはたゞひよつれくりとひて約束(やくそく)ハ
そむてまわりぺこれみな親類(そるい)の人と妻(ら)と同じ
ぞゐく善(ぜん)人の縁(えん)色ともはつとひでしきやうの人ハ。
こも舅姑(しうとしうとめ)人へうちくらまでつめうふおひさるとき
みはぐりくぞあしてぶち子乃婦(よめ)りあるとあさうぴよ
此の男をとあるのやうしまて海へうりより
てもとめてを守(まも)するにハ他人(ひと)ハ住まを殺(とろ)しく諸縁(しよえん)よ
してもとの父母(ふぼ)のよろぶやうにみなふ為なり。
志れえかぬ手のことさきのハ悦(おく)までもいの惣(そう)なろくし

て。かゝるかなしき物をとりてこそ縁組(えんぐみ)をもなすなるを仕合(しあはせ)財宝(ざいほう)おほくもちたる時には。その婦(よめ)と舅(しうと)よりして婦(よめ)の親へ財(ざい)をむさぼりもとむ。財ハ宝なるゆへおのづからむさぼりたきものなれバ心ゆくまゝに婚姻(こんいん)の家のうちは仇(あだ)をきるやうなるものなりぞかし。世間(せけん)に男子(なんし)をうめる時ハよろこび。女子を生(う)める時はよろこばずして。その女子乃年のよるまでも縁辺(えんぺん)をとるべきもののあるはさいはひなれども。まゝえんをむさぼるぞかし。財宝(ざいほう)の沙汰(さた)にかゝはりて縁組をむさぼるぞんじしてよりなるべしとや。

---

## 第二　納采之事

一　納采(なうさい)とハ世にいふ結納(ゆひなう)の事なり。婿(むこ)乃家より媒(なかうど)の人をたのみて。女子の親(おや)の方へいひ入(いれ)り。女子の親同心すれバ。いひ入の取(とり)むすびを定めてやるなり。さて婿乃父の方より女子乃親の方へ書状をつかはす事をなす。その書式(しよしき)ハこの後(のち)に出(いだ)す。取(とり)かはすなり。今の世にハ大抵(たいてい)媒(なかうど)の人を頼(たの)みて使とやするなり。父死(ちゝし)する時ハ婿の祖(そ)父(ふ)を主人(しゆじん)とし。庶子(そし)乃婦(よめ)と聟(むこ)時ハ嫡々(ちやく〳〵)をもて主人とする也。さて結納(とり)物ハ絹布(けんぷ)あるひハ親類(しんるい)菓子(くわし)酒(さけ)などそれぞれなり。さて家々の分限(ぶんげん)に其国の風俗(ふうぞく)にならひて。

[illegible]美礼[illegible]たてまつる[illegible]
納采の礼よりまへに雁を[illegible]りて雁[illegible]時ハ
[illegible]て雁のかたちを作りて用ゐることの
義ハ雁ハ春秋往来するにハ陰陽の理を
しれり又程子のいふに雁ハ[illegible]のありても
一度[illegible]となれハふたゝび他の[illegible]としまじハ
らざるにより雁を用ゆるといへり[illegible]山の之
ふいし[illegible]せることハ雁ともに[illegible]結[illegible]
ハ雉を用ゆとみゆれども[illegible]ハ雉[illegible]に
雁を用ゆる事まれなり此國にてハ雁を[illegible]よ
て雁の[illegible]事あり[illegible]ハ鵞をも用ゆべし鵞

---

ハ雁のなき所のかはりに用ゆべし。これをとりかはしく
[illegible]まつるなり。
生あるものの用なる理なれハ吉礼にハなるべし
[illegible]まじへてまつるべし。これ故に古法
[illegible]世上にハ[illegible]雁をも用ゆるの
[illegible]ハ國の風俗にまかすべきぞや。

## 書式

（今按[illegible]紙礼納采同名吉對之緣為之）

某郡姓某啓（不稱親者方稱[illegible]職也）
某郡某官執事　伏承
尊慈不鄙寒微曲從媒議許以令愛
貺室僕之男某（或某親某之子某）茲有先人之禮謹

某人納采因以問名敢請女為誰氏
出及其所生月日將以加諸卜筮伏惟
尊慈俯賜
鑒念不宣

年　月　日　某郡姓某啓

## 第二　祠堂へ告る事

主人ハ朝はやく起きて祠堂にまゐり。婚者の事をまうすなり。主人とハ壻の親。あるひハ祖父又婚者とよりあひたる人をいふなり。信婚ハ宗子乃事とし。主人より女子の親やへ書状をやることハ。其状を祠堂にそなへて書翰のよしをいふべき。

---

常のごとく手水をつかひ。櫝をひらき。神主を出して。主人ハ香案のまへにまゐりて。香をたき二度礼拝し。主人ハ酒をそゝぎ。主人の妻ハ茶をそゝぎて。又二度礼拝して。主人ハ神主のまへにて祝文をよましむるなり。

祝文

維

○○某年歲次干支某月干支越干支

朔某日干支孝玄孫某官姓名敢昭

告于

顯高祖考某官府君

顕高祖妣某封某氏
顕曽祖考某官府君
顕曽祖妣某封某氏
顕祖考某官府君
顕祖妣某封某氏
顕考某官府君
顕妣某封某氏

某之子某年已長成未有伉儷已議娶某官某郡姓名之女今日納采紀以同名不勝感愴謹以酒果用伸虔告

---

告禮告　若宗子自昏則自告

祖父より嫡々つゞく家主を宗子と云、自昏は自ら婚礼する也

此四　婿の家と婦の家を彼是婚家のうちむこの家より婿人と彼よりして婦の家へ行にいける事也。婚姻とや可也。婦の家の主人もまた彼家よりしゆうとゝなり婦の家の祠堂に参りて告る也。婚礼は宗家にありて祠堂へまいりて礼報の所ずるおかしく。婦の主人も宗家のおもてなれば、ひとりも。年もすでにおしてゐる何の家のみ子。何の家の婿とは娶をも納めし白富宗をとた

こ易なる也。纏て告とつく神主を標よれさ

先祖のまつりおく世書を仕ありまとし事。

仕ありの酒とくりそれぞれむとめの為麻あて。

何乃絶清も志んぐつて全作人大祥を立りお

よづれありて志さうひ作とひとくんぐとむもとめ先生

迄さ何年月日名と別郷りまくうつると。

使ありうけやる為むとの家あくうちやんへよする

とつふきさ志あじんきて祠堂にまうりくだ完

れいく礼ありてそれぞれ子あふあのあふぐの婚

と納来しそ。と日云定めの礼をとそうし。又名と問

しく謹ゑ告也。

---

## 書式

某郡姓某啓二

某郡某官執事二（嘉許　泛宜）伏承二

尊慈不棄寒陋過聴媒氏之言二擇僕之

第幾女某二（某親某之幾女某）作配令嗣二（或某親某姪孫）

弱息蠢愚又弗能教既辱采擇敢不

拝従重蒙問名謹具所某及某生年

月日如別幅伏惟

尊慈特賜二

鑒念不宣

年　月　日　某郡姓某啓

## 附又　納幣（なうへい）之（の）事

一納幣（なうへい）とは。婦（よめ）を送（をく）る日。婿（むこ）乃方よりまゑ遣をとゞけ遣しておかるゝ。又ハ納幣（なうへい）の礼と称して。かさね婚く日限（にちげん）を請（こ）ハれを請期（せいき）乃礼と云ひあり。今ハ日限をまでまぎらかしてもちゐ日。念酒と伝りて差を納ふハ絹布（けんぷ）の数（るい）。又ハ肴菓子（きうくわし）酒（さけ）などを差送ハつかはれハ也。随分（ずいぶん）乃風俗（ふうぞく）によるべきなり。むこの主人（あるじ）祠堂（しだう）にまいりて供物（くもつ）以下（いげ）とおの／＼ふし拝。某月（それのつき）の某日（それのひ）納幣（なうへい）乃礼をなすよしを告（つげ）て婦（よめ）の家（いへ）へ使者（しや）をつかはす。婦の家の主人出て使（し）者にあひて。書状あれハうけとりて。我家（わがいへ）乃祠堂（しだう）に参りて。某月（そのつき）乃某日（そのひ）。納幣（なうへい）の礼をなさんとつげて。返事（へんじ）を使者（しや）にわたす。使者（しや）かへりて。婿（むこ）乃主人（しゆじん）へかへりたるよしをまうす。主人主母又祠堂（しだう）に参りて。今日納幣（なうへい）の礼をつとめさせりとつぐるなり。これハ納幣乃礼と行ふる其由。かねて日限を請（こ）ふとき此事なり。今の世俗（ぞく）にして納幣（なうへい）とつかひ。其日婦（よめ）とむかふるなれハ。むこ乃主人ハ納幣を行ふると祠堂（しだう）にて告（つげ）て。さて使者（しや）をやるなり。婦（よめ）の家此主人使者（しや）に逢（あひ）て。今日納幣（なうへい）をうくることを祠堂（しだう）に告（つげ）るの使者（しや）

かつまたむこの主人又祠堂に出るの一礼もあるべき事なり

具書

書式

忝親　某郡姓某　啓

某郡某官尊親家執事　（姝呼随宜）　伏承

嘉命許以令女貺室（中）僕之子某（若某親某之子某）

加之卜云叶吉兆茲有先人之礼致

差使者行納徴礼謹涓吉日以請日某

日甲子実惟吉期可否惟

命端務以俟伏惟

---

尊慈俯賜（若昏期者去謹涓以下）

鑒念不宣（至以俟二十三字）

年月日　忝親某再拝

書式

忝親某郡姓某　啓

某官某郡尊親家執事　伏承

嘉命委禽寒宗顧惟弱息教訓無

素切恐弗堪卜況叶吉僕何敢辞茲又

蒙貺先典貺以重礼辞既不獲敢不拝

若更昏期惟

命是聴敢備以須伏惟

鑒會之　判形ある事をとくハ其を先とする
至誠信以須十二字上
某年某月某日　某親某　某判

## 注云　親迎之事

一　親迎とは。嫁を迎ふ事なり。むこ自身
嫁の家へ行て嫁をむかへて同道して我家へ
入しやよめの家から〳〵嫁ハむこの家へ行きさきを
ことゝ縁ハ中宿をかりてまつしらへとして其乃
中宿かりて嫁をむかへしや。お目見よめの部よ
つむこの家へとつぎし。嫁の衣装手道具を
おくるをもおくる日。此輪むこの家よりも
東へハ嫁子之手形数とも申して。そ

---

夜よめとむこ方へまゐらんとき。むこの主人
祠堂へまゐりてつぐる礼あり。書をよみ
き。酒茶をそなへて神主につげまつる。何年の
何月何日某が子何某を以て親迎をとりおこなふと
まうしてつげ。さて主人を子に酒をとらせてむこ
ひとつを酒と盞を醮といふなり。醮とハ
さかづきをほして得させてかへさぬやうにする也。むこの父
乃おしへてさつまずひてをとうくなり。
父のいふことばに。ゆきてなんぢがたすけをむかへて。わが宗事を
まもるとほぐしむとつけよ。むこつゝしみてこたへをなす
あり。弟主人あらかじめて極所自身縁をとむる家

何はけ此礼なし。むこかく嫁（よめ）をむかひとり行（ゆく）
り。おくりむかひハ聟（むこ）。おくりむかひハ輿（のりもの）をもちゐ迄。
挑灯（ちやうちん）とてさそく。嫁（よめ）乃家よりてこそ。内へハ入
らずば。おくりむかひハ腰掛（こしかけ）まで。あるひハ門（もん）
外（ぐわい）にて待なり。嫁（よめ）乃家の主人。祠堂（じだう）へまいりて。
何年（そのとし）の何月（そのつき）何の日。たれがしがむすめを何
がし何がしに嫁（か）するとつげて。さて嫁（よめ）り
おのおの酒（さけ）を醮（しやう）して。さて嫁（よめ）乃父（ちゝ）嫁（よめ）にを
しへといひて。なんぢ舅姑（しうとしうとめ）乃命（めい）にそむくまじ
きぞ。まつりはよろしく。たがふまなれといふ。嫁（よめ）
乃母。伯母（おば）なども出て。そへて。なんぢ乃父母の命（めい）に

そむくまじ。ねんごろなるむかひなり。此日嫁（よめ）の
衣装（いしやう）とかざり。乳母（うと）おくりひハ老（とし）よりたる女と一
人えらびて。嫁（よめ）より付てつかはす。是を媵（とう）といふ。
こまかにおもふ付（つら）の女と一人つかはす。これを参（さん）
者（しや）といふ。媒（なかうど）ハ嫁（よめ）のさきへまいりて。嫁（よめ）のさ
しくへとゝのへ。参者（さんしや）ハむこ乃家にまいりて。嫁（よめ）まで
と御供して嫁（よめ）の主人。物なく。むこともへ入る時。
むこ内よへ入て。祝（いはひ）を物となり。さけ付ものめしへい
居（ぢん）まうとひしなりとも。世（よ）ハ八ッでて。婿（むこ）自身（じしん）
うひりゆくものなきすれば。此れ女もの御（ご）
さまあり。志ある先古（いにしへ）礼（れい）たるゆへ。ぜんくのごとく

ハ男を重くする也。これハ聟婦と親にの義これ
も町人（ちやうにん）にハおほくもあり。むこ取して。
のちのちそれも家く婦乃さとへ云ゝ。我家
りてこそ婦（よめ）とみちびきてかしづきてあしらへと
きらず入るなり。むこ婦たがひに辞儀（じぎ）して。
座（ざ）にまじる。これはつまびの料理（りやうり）すべからず。
さげきとれやつらて。むこあしく又入家（いへ）をね
ぎて嫁（よめ）をあとなり。婦も家徒とめぐるなり。むこの
服（ふく）ハ婦乃家よりうけれバ。よめの服ハむこの家よ
りけれなり。これよりむこの主人婦のまへにつきて
来ふものなり。料理とハいざしきにはくより刀合

きて。祝儀（しうぎ）の心付に物なとゝのへてもてなせしま
しへハむこと婦（よめ）との盃（さかづき）までもすミてこそ座敷（ざしき）へ
ハ舅姑（しうとしうとめ）も入らざるなり。いまはところの風俗（ふうぞく）に
まかすべきなり。聟親迎（むこしんけい）の時。婦の母おくり
親類（しんるい）ありあらバ。その人ハ婦の母にまかせむこの父
母より見てしかるべきなりとまでなれり

## 醮壻圖

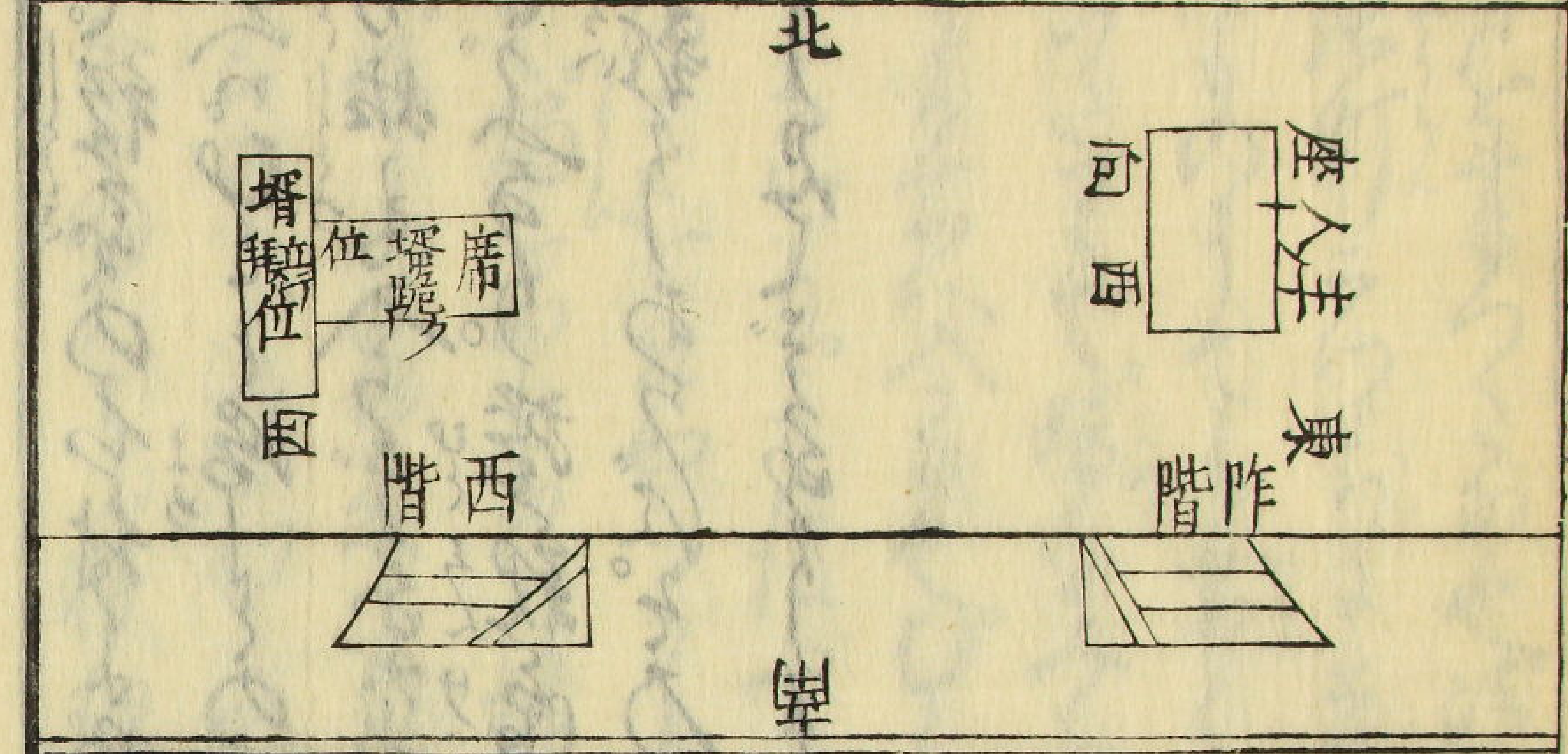
北
主人座
西向
東
阼階
席
壻跪
位
壻揖位
西
西階
南

## 親迎圖

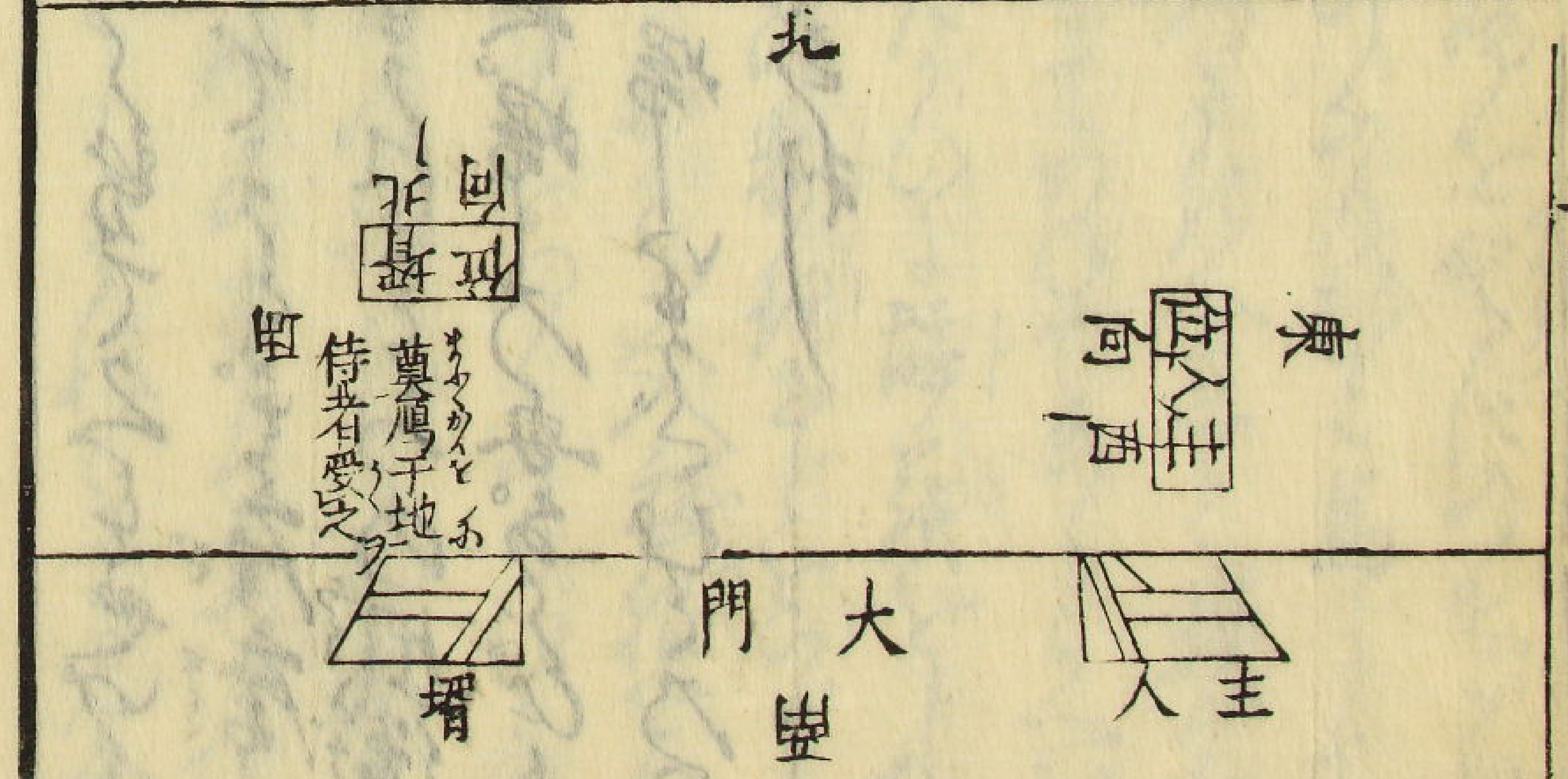
北
壻座
北向
東
主人座
西向
西
奠鴈于地侍者受之
大門
壻
主人
南

## 醮女圖

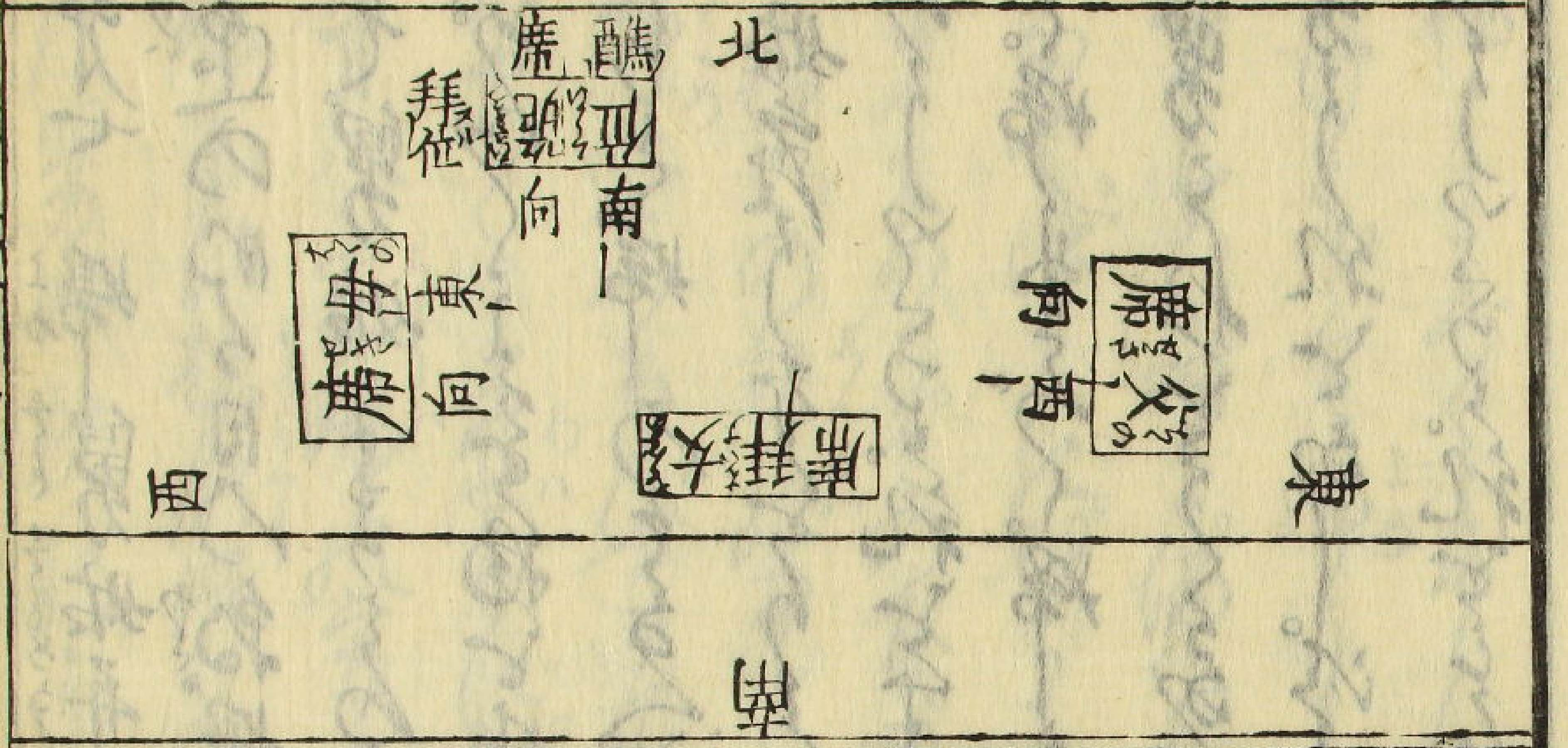
北
醮
席
女坐
南向
手拜位
東
父席
西向
母席
東向
女拜位
席
西
南

## 禮婦圖

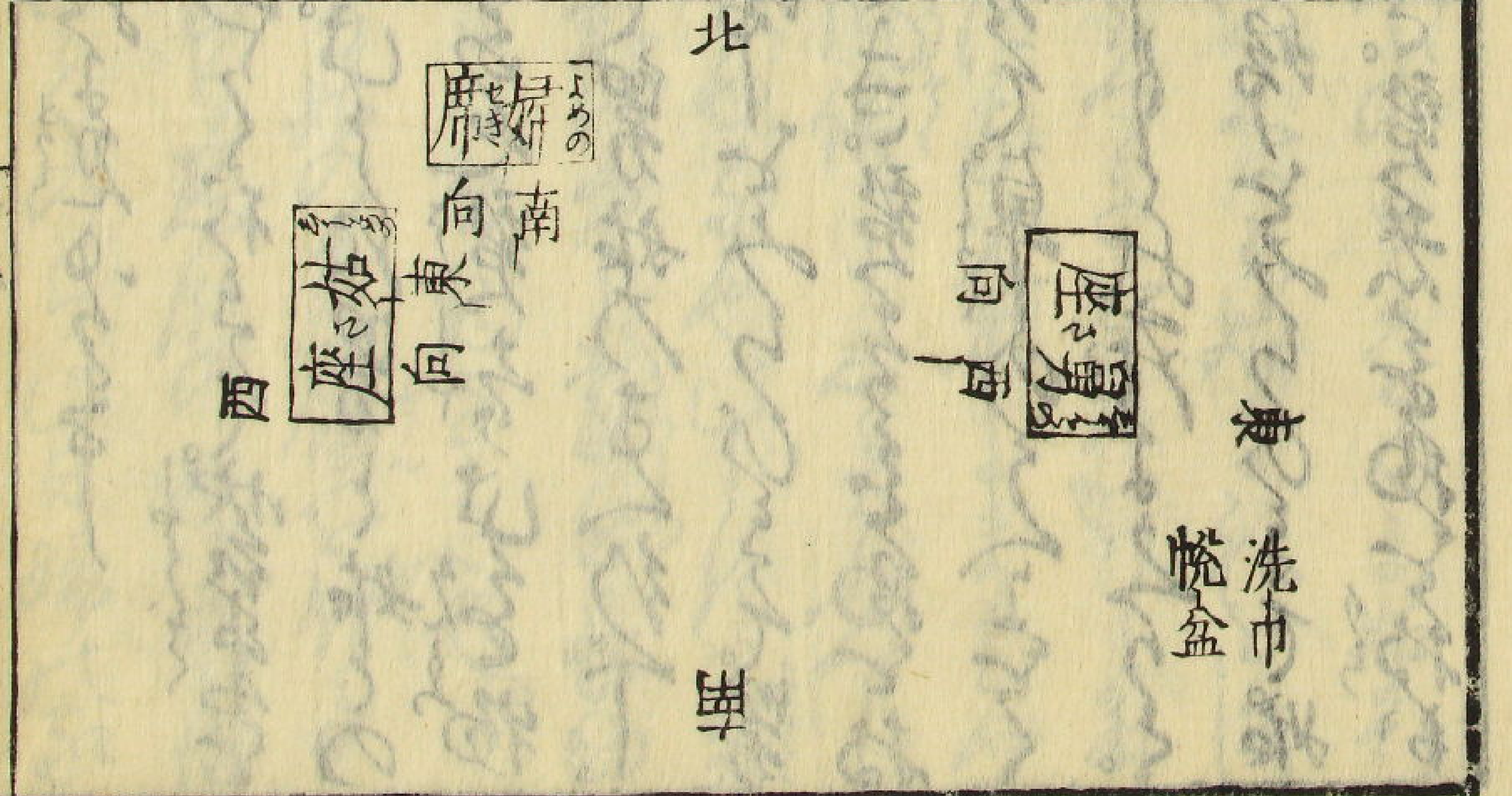
北
婦席
南向
舅座
西向
姑座
東向
東
洗巾
帨盆
西
南

第七　婦舅姑幷親類にまみゆる事

一親迎の明る日の朝婦はやくおきて粧飾をして舅姑にまみゆるなりそれ舅と姑とのまへにくはしを捧げたるなり賛者出て縁物をとりて婦にわたすべしして舅姑のまへに行べし。舅姑座よりたちてよく媳婦をみちびきて。舅のおりてきて礼をするときは。賛者縁物を持ておさめて婦にわたす。婦みづからうけとりて卓のうへにおく。舅これをとりたまふなり。婦もとの座にかへりて。又舅は礼をなし媳婦をみちびきて姑のおりてきて礼をするときは。賛者縁物を婦にわたす。て婦はまづかれを卓のうへにおくに姑是をうけとりて婦はもとの座へかへりて姑に礼をなしてしりぞく時に湯を出しまゐらするこれかはりて家の家なり。さればそののちに家父母にまみゆることもあり。その家国乃風俗にしたがふべし。次にむこの親類中にまみゆるなり。されは舅姑婦をみちびきて親類の中に座を設と次第くに座をさだめて親類にハこを祝させや。

第八　冢婦姑方より舅姑のまへ膳を饋る事

一冢婦とは摠領婦の事なり。摠領の婦ことはひとは舅姑親類にまみゆるのちにて同日婦は冢

より舅姑乃主人饗をうくるなり。舅姑これをうけ終て常饌するなり。此時婦あるじに嫁しき膳をすへてすゝむるなり

第九　婦廟に見る事

一親迎の三日主人は婿の父母婦をつれてむこの家の祠堂へまうづるなり。供物をそなへおのゝくして。主人主婦をとりて櫝をひらき神主を出して。香桌乃まへにすゝんでひざまづき香をたきて。礼拝し。主人は酒をそゝぎ主人の婦茶をさゝげてれいをのべ主人の婦告ていはくそれがしが子なにがし何日に縁辺をとり申て。

---

婦なりしゆへとまうしてそのいへにて礼をいたすとき。婦礼拝して。さるなりの無事両人婦と縁あるとれよりそと縁辺とまうして婦なかりしとまうしてひさしくまゐらず

第十　婿婦乃父母に見ゆる事

一婦廟へまゐりてのち明日むこよめの親へゆきて。婦の父母あそびに親類にまみゆるなり。此日婿装束して。婦乃家へ行門外にいて介そへをしてあんないをこふ。それより婦の父て迎へて。同道して内へ入座につきてたがひに礼をして。婦の父へ一礼をとりむすぶを婦の父か

事て御座候ふこと也。殊に婦の母よりまみゆるに。これも舅をさげて。礼をする作法也。此時婦の父もともに来て。我家の祠堂へまゐり。礼拝し。祖ざまづき香をたきて。告てのちは。それがしがむすめをむこ。何の某が奉りて目見へさすことといひて。又礼拝をすまして。むこと礼をとげんなり。次に聟の父もとをみちびきて。よめ婚礼中にわたしたる也。此時は舅すき也。礼義おこりて婦の父むこにむかひて。盃をすゝめあはせて。かはり佐の内へすゝめたまひて。それより婿辞するに。とよびて。いろ/\のもりものゝ膳を出し

酒をとりかはすなり。そのかずは三献。あるひは五献さかづきの外やつて終りて婦の父もともに舅の盃をすゝむるあひハ衣服緞子縮緬の数をおくる。今日よりして引出物として。太刀かたなどをむこにおくる。これは和国にもある事也。その風俗にまかすべし。むこも早くとゞけて。使者をつかはして。婦の父へ礼をしてぞうよ婦の父門まで送りて礼をしてかへる也。むこ婦の父母にまみゆる時。婦の父母庶子あらバ。まづ惣領の夫婦にまみゆる。其ほかの者ハまみゆべからず。惣領をおもんずる故なり。次に又兄弟ども。婦の父母に見ゆべき也。

## 第十一 婚礼之論

一 礼記の郊特牲の篇にいへるは。婚礼は子孫相続の根本なれば。万世のはじめなり。化人の始なれば。事をつゝしむ。夫婦の義別といふはこれ也。たゞひとり妻を娶れや。つまは。貞実の心と義するなり。従は夫道の肉の約なり。へだてゝわかれぬ所なり。婦人ハ夫に従ふの道を專とすべし。従ふとは女の道なれば。○おなじく人の心ととの世に婚礼の作法をとりなすひ。おつの時は婿を婦の姪ふた主婦なり。おのひは嫁と妻は持婦

のむこよりたすくる事なかれ。これたゞさなる性なり。礼記曲礼篇にいはく。娶婦といふ事は。結ものを人とする。親の中也。釋していく親へは以くよくものゝへとを親の影なり。ゆへよる親へとのきが父母兄弟と見えるのちは。母と妻のし。父を事し兄弟ひとつに夫婦となる。これ論生のいつわり也。又ひしへは亭と主ともて我ゆかりはたぞばえいひてゞれをならば。それや妻と定ひろもの親類の中と嫁まる。事をたる輔のつとも。同姓の中へ婚通わるべき縁のわらあくなるの也。假令ば伯父姪夫婦よりなる子とせる

これは舅姑のためには孫とやいはん曾孫とやいはん丈母の中にそも夫のためにはまで子ともやいはん。叔甥とやいはん。婦のためには子とやいはん。従兄弟とやいはん。又嫂姪子とすれは親子の睦ところ孫二種の風ところべし。又従兄弟夫婦かなま子とまうけしは夫のためには子とやいはん。婦のためには子とや伴従兄弟甥姪とやいはん。母は子とやいはん。母従兄弟姪とやいはん。又兄嫁とも兄嫁にまこ子とまうけしは子とやいはん。母姪とやいはん。又兄弟生の子まで子まうけそのまわりて、その子の子には親とやいはん。伯父とやいはん。絶孫よ弟の甥姪孫

---

いやしきものとてもいやしむべからず。むかうにやさしくむかうにそもむかうにして。兄弟のみならずそもそもてらぐらは他人なりとも一家のこと。これ一家の子孫のむつましかるべきも、縁の中一ふかくむつましくすべきその世の親類と夫婦のまことなるは、たゞひとへに縁類をとむらふべし。再往をつねやさしく、たゞもとをたゞしふかくのうらには縁談なきまでに出来して親類のわりたるまでは、縁類のつきぬるまでは是非のかるまでにわかりたるとひとつのまことて、断絶せずしてもつの家のあつまるも、親類と夫婦まであつまりあつまりて、離別のまでのま

弟とするからハ丈夫たりともその物(もの)かハりことをやまらくとあらたむべからず。たゞ親(おや)の遺言(ゆいごん)ありてまわつひハ親類(しんるい)乃つき合ふらでゞらしまがらいぶれもそのきぐくらべらぬわいだ。親族(しんるい)までも祭義(さいぎ)にとりはからいくいましめて男子ならバ從人(じうにん)のかなしみ乃つぎへ。女子ならバいつにてもこのやうに心得べき也。

一 曾子(そうし)問(もん)の篇(へん)に孔子(こうし)のたまハく家ならバひとめとよめいりするる家にハ三年とりもひとよそ火(ひ)のさえざるやうにせよ。離別(りべつ)おもひやうなり九んゆゑなり。婦(よめ)ども此の家にハ三日楽(がく)をせざると又いま親乃服(ぶく)をうくべきならバ父母に對して楽(たのしむ)とせざるなり。彼楽(がく)ハその世乃能(のう)拍子(ひやうし)乱舞(らんぶ)なぞのこと也。三年三日ハ親戚(しんせき)の日よりまで。三年三日まで也。

一 曾子(そうし)問(もん)の篇(へん)に曾子(そうし)孔子(こうし)に問(とふ)ふ。既に婦(よめ)をむかふるに出るとき婿(むこ)の父母ありても死をゆうにわかハつゞりをうそとものる孔子(こうし)の答(こたへ)に云ふ女子ハ衣服(いふく)をあらためて白(しろ)装束(しやうぞく)をして婿(むこ)の家へ入(いり)妻(つま)となりてそその まゝかの家に喪(も)へし。婦(よめ)の父母の死(し)ても母ても死をおうてのちは婦(よめ)の家へ帰るべき也。

一 又むかしハ親迎（しんげい）とて。婦（よめ）いまだむこの家
に入ざるうちに。斉衰（しさい）大功（たいこう）の喪（も）ある時ハ
いかんととひしに。孔子のこたへに。男ハ
門（もん）へ入ずして。門外にて服（ふく）をあらため。女は門の
内へ入て服をあらためたる也。父母ともにある人
家（おや）をおくへ。小功（せうこう）の喪も。婚礼（こんれい）をやめざると
なるべきなり。斉衰大功（さいこう）小功（せうこう）の喪もすぎて
と衣服（いふく）の名なり。衣服（いふく）ハまたその忌の月数（つきかず）あ
り。寛の注（まき）にくはしくあり。今ハ喪を除（のぞ）きて。
又婚礼（こんれい）をなさんやとおもふに。孔子ここてのま
へなハ家（ゆう）なきへまつるべきとてよれバ。況（いはん）や

婚礼（こんれい）ハ又てうじ先礼あるくれこなすべきやとのこ
まへつも。なる（まう）はとりきるなり。婚礼ハあなたよりハ
かろきことなり。重きことへまかるへき時ニ
あひあひもてまつるべきれバのびまつるべく。服して
婚礼（こんれい）ハ喪（も）よおもきまおもくハ。喪（わ）の忌（いみ）すぎても
こゝろ綿るもハやめくるしとのくわんにぞ也。
一 昏（こん）といふは。陽（やう）を陰（いん）むかふるの礼なれバ。昏（こん）の時（じ）
なりむかへるなり。昏ハ人のむかへの礼なれバ。黄昏（くわうこん）の時（じ）
なり婚礼とハいふなり。黄昏（くわうこん）ハ日すでに没て。月
いづるの時。陽（やう）往（ゆき）て陰（いん）来（きた）るの理（り）ある故（ゆへ）
婿（むこ）行（ゆき）て婦来（きた）るなんなり。ちなみに親迎（しんげい）の礼

と定められたり。今の世に婚礼の義理を志らずして。陰陽師などの説によりて日をえらび時をうらなひて。あるひハ昼日中。あるひハ初夜後夜乃時をえらむなどすること。大きなるあやまりなり

一　朱文公の家礼に。昏礼をせんとおもふとき。婦乃家同心をさぐらかまはんぶ度もへとして。舅許するやうにもとぐべし。これハ人の礼なれバ又ハ婦乃家同心をさぐる子細ありたる婿乃方よりもひらけく是非をもとくひとくおひさうなくききしさやのんぎるやうに叶べし。是

古人の。人乃心をやぶらざらん為なり。志かしていづれ同心をとる事ハまづあるべし。たゞし先同心あらずバおしてあるまじき。婦の家乃機嫌にかなへぬやうにハすべきまじや